

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 1

意見の内容	
(項 目) 施設所管課の見直し (内 容) 【対象施設：婦中スポーツプラザテニスコート】 当施設のコートのうち3面部分は、平成17年の市町村合併以前から速星中学校が部活動で専用使用しており、市民が利用できない状態となっている。これは、速星中学校にテニスコートが無いことが原因と考えられる。なお、当該状態は長期間継続しているが、市民から特に苦情等は申し立てられていない。 施設所管課においては、コート3面分が実質的に中学校の一部として機能している実態に鑑み、該当部分を教育委員会に所管換えすべきかどうか検討することが望まれる。	
(意見に対する考え方) ご意見にあったとおり、婦中スポーツプラザの北側テニスコート3面分は実質的に中学校の一部として機能している実態があるため、該当部分を教育委員会に所管換えすべきかどうか検討してまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見2

意見の内容	
(項 目) 富山市美術作家連合会展の減免のあり方や運営体制の見直し (内 容) 【対象施設：富山市民プラザホール】 令和4年度包括外部監査の発見事項 No113「使用料減免の範囲、水準の再検討」に記載のとおり、当施設では、(公財)富山市民文化事業団が富山市美術作家連合会展を主催しており、それについて事業団減免(減免率100%)を実施している。一方で、過去の経緯や現在の運営体制、他の美術展との平仄(日展は減免していない)等を踏まえると、同事業団が富山市美術作家連合会展を主催し、施設使用料を100%減免する意義が曖昧になっていると考えられる。 施設所管課においては、行政経営課が作成する予定の「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、富山市美術作家連合会展の運営体制の見直し(主催者を富山市美術作家連合会に変更)や減免のあり方の再検討を実施することが望まれる。	
(意見に対する考え方) 「文化施設使用料の減免について」(内規)で、(公財)富山市民文化事業団が主催する事業の場合、全額減免とすると規定している。そのため、これまで100%減免を続けてきた経緯がある。 使用料減免の範囲、水準の再検討は、行政経営課で統一的な取扱いへの見直しを進めているところであり、富山市民プラザホールの使用料についても、市の統一的な減免基準を踏まえた取扱いとしたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見3

意見の内容	
(項 目) 富山市美術展の減免率の見直し (内 容) 【対象施設：富山市民プラザホール】 令和4年度包括外部監査の発見事項 No113「使用料減免の範囲、水準の再検討」に記載のとおり、当施設では、富山市が富山市美術展を主催しているが、本来であれば富山市主催減免（減免率50%）を適用すべきところ、特例扱いで100%減免を継続適用している。 施設所管課においては、行政経営課が作成する予定の「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、富山市美術展の減免率を見直すことが望まれる。なお、富山市美術展は施設所管課にとって事務負担が極度に大きい事業となっているため、富山市美術作家連合会展の運営ノウハウを有する(公財)富山市民文化事業団への委託に切り替えることも検討されたい。	
(意見に対する考え方) 会場使用料に係る予算を賄えないため、これまで100%減免を継続適用してきた。(公財)富山市民文化事業団への委託に切り替える場合には、当財団へ委託している市民文化振興事業委託の事業数の精査、公演内容などの見直しなど調整が必要になるため、今後、慎重に検討してまいりたい。 使用料減免の範囲、水準の再検討は、行政経営課で統一的な取扱いへの見直しを進めているところであり、富山市民プラザホールの使用料についても、市の統一的な減免基準を踏まえた取扱いとしたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 4

意見の内容	
(項 目) 地域サークル団体の減免根拠の明確化 (内 容) 【対象施設：婦中ふれあい館】 当施設では地域サークル団体が利用する際の減免根拠を、富山市婦中ふれあい館条例施行規則第8条第3項「地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等のうち、社会教育、社会福祉、自治振興等の団体が使用するとき」に求めている。一方で、当施設は市立公民館に類似した使われ方をしているが、市立公民館の減免根拠である「富山市公民館使用料減免還付取扱要領第3条」では、地域サークル団体は「地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等」には該当しないと判断し、別途同条第3項で「地域の社会教育を主たる目的として活動する団体として公民館に登録された団体が当該公民館を使用するとき（ただし、月謝2,000円（実費相当分を除く）以上を徴収する団体は除く）」と規定している。このように、当施設においては、地域サークル団体に対する減免の根拠条文が曖昧になっている可能性がある。 施設所管課においては、市立公民館を所管する生涯学習課と連携しながら、地域サークル団体に対する減免根拠を明確化することが望まれる。	
(意見に対する考え方) 当館は昭和58年に社会教育センターとして建設され、建設当初から地域サークル団体は地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等とされ、現在もそのまま適用している。しかし、平成15年に同敷地内に速星公民館が建設され、減免根拠については統一されていない状況にある。 このことから、現在、行政経営課で統一的な取扱いが進められているところであり、今後、生涯学習課と連携しながら地域サークル団体に対する使用料減免の根拠について明確にしていきたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
(項 目) 地域サークル団体の減免率の検討 (内 容) 【対象施設：婦中ふれあい館】 当施設では、地域サークル団体の使用により多額の減免（減免率100%）が発生している。この点、当施設は、その設立経緯から市立公民館に類似した使われ方をしており、減免が多くなること自体に重大な問題はないと考える。一方で、当施設の利用者は地域サークルに参加する高齢者が多くなっており、年齢面での偏りが認められる。また、スポーツ施設では、市公認のアマチュアスポーツ団体が使用する場合や高齢者が利用する場合の減免率を50%に設定している。そのため、受益者負担の公平性の観点からは、地域サークル団体が使用する際の減免率を研究する余地は残されていると考える。 施設所管課においては、市立公民館を所管する生涯学習課と連携しながら他市町村の事例などを調査、研究し、施設の設置目的も踏まえて地域サークル団体の減免率が妥当な水準かどうか検討することが望まれる。 なお、仮に減免率を見直さない場合は、減免結果の事後的な管理・報告に係る負担を軽減するため、地域サークル団体や自治振興会等の公共的団体について、条例及び内規で使用料を無料に設定してしまうことも考えられる。この点、ガラス美術館では、富山市ガラス美術館条例別表第1の備考で「小学生、中学生及び高校生に係る常設展観覧料は、無料とする」と規定しているため、当施設でも同様の対応ができないか検討することが考えられる。	
(意見に対する考え方) 当館は昭和58年に社会教育センターとして建設され、建設当初から地域サークル団体は地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等とされ、現在もそのまま適用している。しかし、平成15年に同敷地内に速星公民館が建設され、減免根拠については統一されていない状況にある。 このことから、現在、行政経営課で統一的な取扱いが進められているところであり、今後、生涯学習課と連携しながら地域サークル団体に対する使用料減免の根拠について明確にしていきたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
(項 目) 登録サークル団体の減免率の検討 (内 容) 【対象施設：新保文化会館・新保公民館】 当施設では「登録サークル減免（減免率100%）」が多額に発生している。この点、富山市の市立公民館は各小学校区の教育施設（生涯学習の場）として機能しており、中学校区単位で設置され集会・貸館機能を重視している他市町村の市立公民館とは存在意義が大きく異なることから、減免が多額になること自体に重大な問題はないと考える。一方で、市立公民館の利用者は公民館サークルに参加する高齢者が多くなっており、年齢面での偏りが認められる。また、スポーツ施設では、市公認のアマチュアスポーツ団体が使用する場合や高齢者が利用する場合の減免率を50%に設定している。そのため、受益者負担の公平性の観点からは、登録サークル減免の減免率を研究する余地は残されていると考える。 施設所管課においては、他市町村の事例などを調査、研究し、施設の設置目的も踏まえて登録サークル減免の減免率が妥当な水準かどうか検討することが望まれる。 なお、仮に減免率を見直さない場合は、減免結果の事後的な管理・報告に係る負担を軽減するため、「登録サークル減免」と「公共的団体減免」の対象団体について、条例及び内規で使用料を無料に設定してしまうことも考えられる。この点、ガラス美術館では、富山市ガラス美術館条例別表第1の備考で「小学生、中学生及び高校生に係る常設展観覧料は、無料とする」と規定しているため、市立公民館でも同様の対応ができないか検討することが考えられる。	
(意見に対する考え方) 減免の考え方については、小学校区単位で市立公民館を設置しており、校区内の住民の利用を主な対象としていることから、現在まで校区の公益を目的とした団体やサークルに対して適用している。 なお、減免率については、現在公共的団体や内規に合致する登録サークルに関しては100%としているが、他市町村や富山市が所管する施設の事例などを調査・研究し、ご指摘の登録サークルも含め、今後取扱いについて考えてまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
(項 目) 登録サークル団体の減免率の検討 (内 容) 【対象施設：呉羽会館・呉羽公民館】 当施設では「登録サークル減免(減免率100%)」が多額に発生している。この点、富山市の市立公民館は各小学校区の教育施設(生涯学習の場)として機能しており、中学校区単位で設置され集会・貸館機能を重視している他市町村の市立公民館とは存在意義が大きく異なることから、減免が多額になること自体に重大な問題はないと考える。一方で、市立公民館の利用者は公民館サークルに参加する高齢者が多くなっており、年齢面での偏りが認められる。また、スポーツ施設では、市公認のアマチュアスポーツ団体が使用する場合や高齢者が利用する場合の減免率を50%に設定している。そのため、受益者負担の公平性の観点からは、登録サークル減免の減免率を研究する余地は残されていると考える。 施設所管課においては、他市町村の事例などを調査、研究し、施設の設置目的も踏まえて登録サークル減免の減免率が妥当な水準かどうか検討することが望まれる。 なお、仮に減免率を見直さない場合は、減免結果の事後的な管理・報告に係る負担を軽減するため、「登録サークル減免」と「公共的団体減免」の対象団体について、条例及び内規で使用料を無料に設定してしまうことも考えられる。この点、ガラス美術館では、富山市ガラス美術館条例別表第1の備考で「小学生、中学生及び高校生に係る常設展観覧料は、無料とする」と規定しているため、市立公民館でも同様の対応ができないか検討することが考えられる。	
(意見に対する考え方) 減免の考え方については、小学校区単位で市立公民館を設置しており、校区内の住民の利用を主な対象としていることから、現在まで校区の公益を目的とした団体やサークルに対して適用している。 なお、減免率については、現在公共的団体や内規に合致する登録サークルに関しては100%としているが、他市町村や富山市が所管する施設の事例などを調査・研究し、ご指摘の登録サークルも含め、今後取扱いについて考えてまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
(項 目) 登録サークル団体の減免率の検討 (内 容) 【対象施設：清水町公民館】 当施設では「登録サークル減免（減免率100%）」が多額に発生している。この点、富山市の市立公民館は各小学校区の教育施設（生涯学習の場）として機能しており、中学校区単位で設置され集会・貸館機能を重視している他市町村の市立公民館とは存在意義が大きく異なることから、減免が多額になること自体に重大な問題はないと考える。一方で、市立公民館の利用者は公民館サークルに参加する高齢者が多くなっており、年齢面での偏りが認められる。また、スポーツ施設では、市公認のアマチュアスポーツ団体が使用する場合や高齢者が利用する場合の減免率を50%に設定している。そのため、受益者負担の公平性の観点からは、登録サークル減免の減免率を研究する余地は残されていると考える。 施設所管課においては、他市町村の事例などを調査、研究し、施設の設置目的も踏まえて登録サークル減免の減免率が妥当な水準かどうか検討することが望まれる。 なお、仮に減免率を見直さない場合は、減免結果の事後的な管理・報告に係る負担を軽減するため、「登録サークル減免」と「公共的団体減免」の対象団体について、条例及び内規で使用料を無料に設定してしまうことも考えられる。この点、ガラス美術館では、富山市ガラス美術館条例別表第1の備考で「小学生、中学生及び高校生に係る常設展観覧料は、無料とする」と規定しているため、市立公民館でも同様の対応ができないか検討することが考えられる。	
(意見に対する考え方) 減免の考え方については、小学校区単位で市立公民館を設置しており、校区内の住民の利用を主な対象としていることから、現在まで校区の公益を目的とした団体やサークルに対して適用している。 なお、減免率については、現在公共的団体や内規に合致する登録サークルに関しては100%としているが、他市町村や富山市が所管する施設の事例などを調査・研究し、ご指摘の登録サークルも含め、今後取扱いについて考えてまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 5

意見の内容	
(項 目) 登録サークル団体の減免率の検討 (内 容) 【対象施設：鶴坂公民館】 当施設では「登録サークル減免（減免率100%）」が多額に発生している。この点、富山市の市立公民館は各小学校区の教育施設（生涯学習の場）として機能しており、中学校区単位で設置され集会・貸館機能を重視している他市町村の市立公民館とは存在意義が大きく異なることから、減免が多額になること自体に重大な問題はないと考える。一方で、市立公民館の利用者は公民館サークルに参加する高齢者が多くなっており、年齢面での偏りが認められる。また、スポーツ施設では、市公認のアマチュアスポーツ団体が使用する場合や高齢者が利用する場合の減免率を50%に設定している。そのため、受益者負担の公平性の観点からは、登録サークル減免の減免率を研究する余地は残されていると考える。 施設所管課においては、他市町村の事例などを調査、研究し、施設の設置目的も踏まえて登録サークル減免の減免率が妥当な水準かどうか検討することが望まれる。 なお、仮に減免率を見直さない場合は、減免結果の事後的な管理・報告に係る負担を軽減するため、「登録サークル減免」と「公共的団体減免」の対象団体について、条例及び内規で使用料を無料に設定してしまうことも考えられる。この点、ガラス美術館では、富山市ガラス美術館条例別表第1の備考で「小学生、中学生及び高校生に係る常設展観覧料は、無料とする」と規定しているため、市立公民館でも同様の対応ができないか検討することが考えられる。	
(意見に対する考え方) 減免の考え方については、小学校区単位で市立公民館を設置しており、校区内の住民の利用を主な対象としていることから、現在まで校区の公益を目的とした団体やサークルに対して適用している。 なお、減免率については、現在公共的団体や内規に合致する登録サークルに関しては100%としているが、他市町村や富山市が所管する施設の事例などを調査・研究し、ご指摘の登録サークルも含め、今後取扱いについて考えてまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 6

意見の内容	
(項 目) 低稼働エリアの用途検討 (内 容) 【対象施設：新保文化会館・新保公民館】 当施設は、2階会議室、1階和室、2階和室、調理室の稼働率が非常に低くなっている。このうち、調理室については地域イベント（文化祭や納涼祭等）や食生活改善推進連絡協議会の教育活動等のために必要不可欠な機能であり、地域インフラの一部となっていることを考えると、重大な問題は無いと判断する。一方で、他のスペースについては民間で代替可能であったり機能面で使い勝手が悪かったりして稼働率が低くなっており、必要性に疑義が生じている。 施設所管課においては、施設管理に係る事務負担等も考慮してこれら低稼働スペースの今後の用途を検討することが望まれる。検討の結果、供用を継続すると判断した場合は、利用実態や他事例の調査等を通じて、稼働率を向上させるための施策を立案、実行することが望まれる。	
(意見に対する考え方) ご指摘の低稼働エリアについては、2階和室は令和5年度で延べ47回2,456人の利用があったものの、保健推進協議会やふるさとづくり推進協議会等の市や公民館の行事での利用が人数の大半であり、1階和室はほぼ利用がなかった。また、2階会議室は空調設備がなく、机も可動型ではないことから、延べ3回34人の利用にとどまっている。 今後は、過去の利用実態や他事例の調査等を通じて、供用の継続も含めて施設管理のあり方を検討してまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 7

意見の内容	
(項 目) 利用目的に応じた使用許可の判断や使用料金の徴収 (内 容) 【対象施設：新保文化会館・新保公民館】 新保文化会館の貸館機能は新保公民館の共用となっており、新保公民館として利用する場合は富山市公民館条例に基づく使用料金が、それ以外の場合（新保文化会館として利用する場合）は新保文化会館条例に基づく使用料金が発生する。一方で、当施設では、令和4年度まで新保文化会館条例に基づく使用許可の判断や使用料金の徴収のみを行っており、富山市公民館条例に基づく使用許可の判断や使用料金の徴収は行っていなかった。 施設所管課においては、令和5年5月に生涯学習課が発出した通知「市立公民館の使用について」を踏まえて、利用目的に応じた使用許可の判断や使用料金の徴収を行うことが望まれる。	
(意見に対する考え方) 新保文化会館及び新保公民館の貸館については、今までは一部を除き、新保文化会館条例に基づいて使用許可の判断や使用料金の徴収を行ってきた。 今後は、利用目的に応じ、新保文化会館及び新保公民館のそれぞれの条例において使用許可の判断や使用料金の徴収を行ってまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 7

意見の内容	
(項 目) 利用目的に応じた使用許可の判断や使用料金の徴収 (内 容) 【対象施設：呉羽会館・呉羽公民館】 呉羽会館の貸館機能は呉羽公民館の共用となっており、呉羽公民館として利用する場合は富山市公民館条例に基づく使用料金が、それ以外の場合（呉羽会館として利用する場合）は呉羽会館条例に基づく使用料金が発生する。一方で、当施設では、令和4年度まで呉羽会館条例に基づく使用許可の判断や使用料金の徴収のみを行っており、富山市公民館条例に基づく使用許可の判断や使用料金の徴収は行っていなかった。 施設所管課においては、令和5年5月に生涯学習課が発出した通知「市立公民館の使用について」を踏まえて、利用目的に応じた使用許可の判断や使用料金の徴収を行うことが望まれる。	
(意見に対する考え方) 呉羽会館及び呉羽公民館の貸館については、今までは一部を除き、呉羽会館条例に基づいて使用許可の判断や使用料金の徴収を行ってきた。 今後は、利用目的に応じ、呉羽会館及び呉羽公民館のそれぞれの条例において使用許可の判断や使用料金の徴収を行ってまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 8

意見の内容	
(項 目) 利用可能時間の条例への明記 (内 容) 【対象施設：富山駅広場】 当施設では、条例に利用可能時間が記載されておらず24時間専用使用ができることになっている。一方で、JRの終電から始発までの時間帯（1時30分～4時30分）は富山駅が閉鎖されるため、当施設も使用できなくなっている。 施設所管課においては、上記実態を踏まえて当施設の利用可能時間を再検討し、それを条例に明記することが望まれる。	
(意見に対する考え方) 時間により当施設で閉鎖されるのは、屋内の南北自由通路および東西自由通路のみであり、その他の場所については屋外のため閉鎖していない。 「富山市富山駅広場等管理基準」第2条第2項において、「広場の許可時間は、午前1時30分から午前4時30分までを除いた時間とする。ただし、連続して2日以上使用する場合であって、管理上支障がないと認められる場合は、この限りではない。」としていることから、24時間使用することも想定している。 また、富山駅の建物は交通事業者も利用しているため、交通機関の運行状況等により施設の閉鎖時間が変更になる可能性がある。 以上のことから、利用可能時間の条例への明記は現状では考えていない。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 9

意見の内容	
(項 目) 富山市が主催又は共催する場合の減免率の見直し (内 容) 【対象施設：富山駅広場】 当施設では、富山市が主催又は共催する場合の減免率が100%となっている。一方で、富山市の他の公の施設では、富山市主催の減免率が50%～100%、富山市共催の減免率が30%～50%程度になっており、当施設の減免率が高くなっている。 施設所管課においては、行政経営課が作成する予定の「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、富山市が主催又は共催する場合の減免率を再検討することが望まれる。	
(意見に対する考え方) 当該減免については、富山駅周辺での賑わいづくりを目的として、市政の発展や市民福祉の向上に寄与すると認められる事業に対して行っているものである。 減免のあり方については、減免対象の縮小となった場合、現在の利用者に大きな影響が及ぶことから、本市の他施設や他都市の事例を調査し、慎重に検討してまいりたい。 また、行政経営課が作成予定である「受益者負担の適正化に関する基本方針」決定後は、そこで示された方針を踏まえて対応してまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見10

意見の内容	
(項目) 実績が少ない減免制度の必要性の検討 (内容) 【対象施設：ガラス美術館】 令和4年度の減免実績を確認した結果、実績が少ない減免制度が複数識別された。 施設所管課においては、実績が少ない減免制度についてその理由を検証し、成果と事務負担とのバランスを踏まえて制度の継続要否を検討することが望まれる。 <実績が少ない減免制度の例> ● 金沢21世紀美術館有料観覧券所有者（令和4年度は減免数272件、減免額37千円） 金沢21世紀美術館有料観覧券の所有者に団体料金を適用するもの ● 甲冑×乗馬×富山城減免（令和4年度は減免数44件、減免額5千円） 甲冑×乗馬×富山城のチケット所有者に団体料金を適用するもの	
(意見に対する考え方) 減免制度の効果の検証や継続要否については、利用件数のみだけでなく、制度の目的や開始の経緯を踏まえて、必要に応じて慎重に検討を行ってまいりたい。 また、各減免制度の所管課等へ利用実績を提供し、減免制度実施の意義や狙い、継続の要否について意見を求めることも検討する。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 1 1

意見の内容	
(項 目) 減免内規の再整備 (内 容) 【対象施設：富山ガラス造形研究所】 当施設では、富山市立富山ガラス造形研究所条例第4条第2項「市長が特別の理由があると認めるとき」に基づいて各種減免を行っており、減免対象や減免率を具体的に管理するため、別途「大学等における修学の支援に関する法律による富山ガラス造形研究所授業料及び入学金減免取扱規程」と「富山ガラス造形研究所独自の授業料減免の対象者及び判定基準」（何れも当施設固有の内規である。以下、「内規」という）を定めている。一方で、当施設における減免制度の管理運用については、以下のような課題が認められる。 ● 内規が2種類存在するため、減免制度を一覧化できていない 施設所管課においては、行政経営課が作成する予定の「受益者負担の適正化に関する基本方針」を踏まえて内規を再整備することが望まれる。	
(意見に対する考え方) 当校における授業料等の減免については、授業料だけでなく、入学金減免や給付奨学金等、制度が充実している国（日本学生支援機構）の制度を優先して、在学生へ周知・案内し、学生の学びの支援に努めている。 この国の制度に基づいた授業料等の減免対象に該当しなかった学生に向けて、当校独自の授業料の減免を案内し、学生個々の生活状況（家計）の急変にも対応できるよう、複層的な制度となっている。 現状では、それぞれの減免制度について、適時・適切なタイミングで学生に案内し、迅速に事務対応していることから、学生に対して、「減免制度を一覧化」していないことのデメリットは生じていないと考えているが、「大学等における修学の支援に関する富山ガラス造形研究所授業料及び入学金減免取扱規程」と「富山ガラス造形研究所独自授業料減免の対象者及び判定基準」という2つの内規の再整備（一本化）については、今後、行政経営課が作成される「基本方針」も踏まえながら、分かりやすい制度となるよう努めてまいりたい。	

令和5年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見 1 2

意見の内容	
(項 目) 当施設独自減免の必要性の再検討 (内 容) 【対象施設：富山ガラス造形研究所】 当施設では、従来は当施設独自減免のみを実施していたが、令和2年度に国が定めた施行令に則って第1区分減免、第2区分減免、第3区分減免を新設し、以降は当該減免の対象外となる者に対してのみ当施設独自減免を適用するようにした。その結果、令和2年度以降は当施設独自減免が減少している。 施設所管課においては、行政経営課が作成する予定の「受益者負担の適正化に関する基本方針」を踏まえて減免成果の事後検証（減免の必要性や目的適合性の評価）を体系的に実施するとともに、当施設独自減免の必要性を再検討することが望まれる。	
(意見に対する考え方) 当校が内規として有する2段階の減免制度は、生活に苦慮する学生が充実した学校生活を送る上で、大きく貢献しているものと考えている。 現在、国においては子育て支援等の観点から、授業料減免等の中間層への拡大など「高等教育費の負担軽減策」の充実を進めていくこととしており、当施設独自減免の制度は、「必要な者に、必要な支援を行き届かせる」ことができおり、教育費の負担軽減を通じて教育の機会均等の一助になると考えている。 しかしながら、国が定めた施行令に則った減免制度の施行後、当施設独自減免の応募者が減少していることから、今後の利用状況も注視しつつ、国の動向や行政経営課が作成される予定の「基本方針」を踏まえた減免制度の事後検証を行うことにより、当施設独自減免の必要性を再検討してまいりたい。	